

H 1 5 年度
大田区議会議員
田中 健
質問集

平成 1 5 年 5 月 2 6 日
連合審査会 「住基ネットについて」

田中 委員 私は[田中健](#)であります。まず、住基ネットについて質問をさせていただきたいと思います。

区長は、かねてから、住基ネットの接続に関しては慎重な立場をとってこられました。昨年の第一次稼働において都のサーバーへの接続、そして、今年 8 月からの第二次稼働で全国接続が可能になります。それに関して、第 1 5 回第 1 回定例会の中で、「東京なり、国にあるサーバーというものが、どういう役割を果たしているのか明確でなく、1 5 年度の予算には、全国サーバーにつなげる予算、また、ICカードをつくる予算は計上しない」との区長の答弁がありました。また、十分に納得と理解がいったとき、初めて本格稼働の方向に結びつけていきたいとの答弁もありました。しかし、今回の補正予算には、第二次稼働の経費に加え、ICカードの発行費用も計上されております。午前中の答弁の中にも幾つかお答えがあったとは思いますが、骨格予算には計上していなかったのに対し、今回の補正予算で計上したのは、どういう経緯や、また、手続があったのか。また、この期間の中で、十分な納得と理解が得られたのかどうかをお聞きしたいと思います。

区長 先ほどもお答えいたしました。私は、前期の任期中に総務大臣あての質問書を送っております。任期が切れた後でございますけれども、総務大臣名の返事が参っております。

す。再任されてから後、それを拝見いたしました。そういう状況と、国会における個人情報保護法案の審議の状況。そして、それが成立する。それから、私ども自体として、個人の情報を保護するために、先ほども申し上げましたが、6月には条例の改定を含めて、それらの対処を十二分にしていける。このような要件を整えながら、全国ネットに接続していくという考え方に、今回は立ったわけでございます。

しかしながら、あくまでも何らかの事件その他があった場合には、直ちに切断をするという方向は、条例その他に盛り込んだ方がいいのかなと、今でも思っております。そのような安全策といえますか、そういう点で、十分な自分自身の納得と理解。これが区民の皆さんにも通じて、ご理解いただけるように、PRも含めて行ってまいりたいと考えております。

田中 委員 個人情報保護法案が可決されたというお話があったと思うのですが、私は、ちょっと不勉強でわからないもので。個人情報保護法案が通ることによって、通る前と後では、どうプライバシー保護が守られるようになったのか。例えば、どの条文が、個人としてプライバシー保護になったのかということ、わかれば具体的にお教え願いたいのです。お願いいたします。

区民生活部長 個人情報保護法の中身につきましては、私どもも、先ほど区長が言いましたように、国に問い合わせをしました。その中で、特に我々の部分にかかわるものについては、これは前の第一稼働のときにもお話ししましたが、行政については住基ネットに絡んでは、第1次改正のときに、もし、職員が不正な利用をしたりした場合には、普通の民間の方よりも、かなり厳しい処分。たしか、2年以下100万円以下の罰金という規定がございました。そういうことで、個人情報保護法で、特に、この住基ネットが関係することは第1次改正ですべて入っておりますので、これについてはございません。

田中 委員 それでは、今回の補正予算の中に入った理由としては、個人情報保護法案が通る、通らないというのは、関係無かったということによろしいのでしょうか。

区長 先ほども申し上げましたが、住民基本台帳法の改正時点において、附帯決議がありました。それは、個人情報漏えいしないように、十二分な法案としての整備を行うと。こういう条項が附帯決議でつけられたわけです。その条件が満たされていないのに、事実行為だけが先行するということについて、私は、それはまずいという見解を持っておりました。やはり、我が国は法治国家でございますから、法律によってそれぞれの条項が守られ、あるいは規制され、あるいは、我々もそれを守るといった条件があるわけでございます。そういう点の一つの条件が満たされたと考えているわけでございます。

田中 委員 ありがとうございます。

それでは、次にいかせていただきたいと思います。もう1点は、情報セキュリティのプロフェッショナルの育成についてお聞きしたいと思います。行政活動において、これまで、情報システムを利用した業務というのは、中央集権型のホストコンピューターに、一部の人だけがアクセスするような情報処理というのが一般的であったのですが、パソコンの急激な普及や、個人がパソコンを利用して情報処理を行うということで、さまざまなネットワークにつながる。今、そういった環境が整いつつあります。これによって、行政活動及び行政サービスの効率化が図られること。また、区民の間にも、インターネットが急速に普及していることから、行政の情報システムの内外からのアクセスが極めて容易になりました。しかし、このような中で、ネットワーク上から組織の保有する情報資産を保護するための情報セキュリティの対策が求められることが言われ続けております。

しかし、その一方で、情報セキュリティに関する高度な技術や知識、分析能力を有する人材は、質・量ともに不足していることが指摘されております。以前、福島で住民情報の漏えいがあった事例は、紙ベースの情報さえもが管理できていなかったという事例がありました。つ

まり、これから必要な情報セキュリティといった場合、ネットワークにかかるシステム費用はもちろんのこと、それ以上に、それを扱う職員のモラルや技術、そして知識といったことが、私は必要ではないかと思っております。それを踏まえて、これからの情報のセキュリティの問題。そして、プロフェッショナルを育成するといったような教育。そのようなものに関して、どのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

区長 コンピューターは、インターネットのようにだれでもアクセスができるものと、会員、構成員だけしか見られないような仕組み、いわゆるクローズされた仕組みと、大きく分けて二つになると思います。銀行にお勤めですから、その辺は十分お気づきだろうと思いますが、我々は預金をおろすことは十二分にできますけれども、人様の口座をのぞくことはできない。これはクローズされているから見えない、そういう仕組みでございます。

大田区役所のコンピューターの活用につきましても、区民一般の方々がアクセスできる部分と、直接にはアクセスできない、クローズされた部分とがございます。そのクローズされた部分の中に、国との関係、あるいは地方自治体間のある関係のものがあるわけございまして、ここは、直接区民の方がアクセスしても結果は出てこない。そうすると、クローズされたものについてアクセスができる担当者、専門家。こういう人間がやるわけでございますが、これらについては、十分な責任と知識が無いとできない。

そういう意味で、ただいまおっしゃったような知識の習得、それと責任感を持った対応。これが職員には十二分に求められるわけございまして、私どもも知識の習得については十二分な研修を行うと同時に、個々の職員については、みずからの職責というものに十分な自覚を持って対処するようにという研修を常時行いながら、区民の方々に迷惑のかからない対処をしていかなければならないと考えております。しかしながら、残念なことに、やはり人間でございまして、時々魔が差して、ちょっとコピーをして持ち出す。非常に軽いフロッピーなどに入れてということが現実には起こったと。そういうマスコミ報道にも接しております。私どもは、その辺につきましても、厳格に職員指導をしてまいらなければならないと考えております。また、そのような自覚を常時醸成していただくように、私どもなりの努力を継続してまいりたい。それによって区民の情報が守られ、また区民の方々も区政を信頼していただけるという関係を築いていくべきだと思っております。

田中 委員 そんな中で、15年の3月に情報処理振興事業協会セキュリティセンターが、情報セキュリティプロフェッショナル育成に関する調査研究ということで、まさに、今言ったようなことを全国的な調査をしたのです。やはり、その中でも人材の育成というのが一番の課題でありまして、調べた全国の職員の7割強が、やはり、職員のスキルを評価できるようなスキル基準があればよいと考えているという結果がありました。

情報、セキュリティといっても、あくまで概念ばかりが先に立ってしまって、一体何がセキュリティなのか。もしくは、何が知識が必要なのかというのが、なかなかわかりにくいところが問題なのかと思います。そういった面では、これからは全般的な知識の体系をふえんするというか、全体像としてとらえられるような物差しのようなものが必要なのではないかと私は思っているのです。現状の育成の具体的な方法や、カリキュラムやプログラムがどのような形になっているのかをお聞かせ願えればと思います。

区長 二つの手段・方法があると思います。一つは、今ご指摘いただきましたような人間性を醸成していく。そして、そのような悪い活用をしないという責任感の養成をしていくという立場でございます。今一つは、マシンサイドの効用を活用するというので、どのようなアクセスをしたか。個人個人が特定の認証カードを持っていて、その人のアクセスが記録として残る。そうすると、それをチェックすることによって、だれが何の機械的な処理をしたかが、常に記録として残るわけでございます。そういうことで、内部的なチェック体制を整えると、非常に悲しいことですが、こういう管理社会になったときには、どうしても、そういう側面も一方には持たないと、危険に備えることができない。したがって、心理的な問題、人間性の問題と、一方

では機械的なチェック機能というものを並行的に行っていく。そういう必要があるのだろうと私は考えます。

田中 委員 もう一問、質問を進めさせていただきたいと思います。それに関して、窓口における本人確認ということについて、1点お聞きしたいのです。先ほど言っていたように、銀行でも本人確認というのが、今一番問題であります。口座を開く際に、どのようにして本人を確定して口座を開くのか。それが不正に使われたり、今はマネーロンダリングのような形で海外にも波及するような問題が起きていますので、今一番の問題が、本人確認であります。

区役所におきましても、住民票を出したり、戸籍を出したり、もしくは、このような今回の住基ネットのような、さらに個人的なプライバシーの情報にかかわることが、ますます増えてくると思うのです。それに対して、他の区役所では住民票をつくる際に必要な書類があるようなところも出てきておるのですが、本人確認は、大田区としては、これからどのように取り組んでいきたいのか。お聞かせ願えればと思います。

区民生活部長 本人確認につきましては、先ほど来話題になっております、この住基ネットの中でも、将来、電子政府だとか、電子自治体構想になってくれば、一つの確認方法はできるものと思っております。ただ、現在のところは、確かにおっしゃるように、成り済ましたとか、そういう問題がありますので、本人確認については、予定では7月ごろに実施したいという方向で、今詰めております。

田中 委員 それでは、これから具体的に7月までに項目が上がってくると思うので、私も一緒になって勉強させてもらいたいと思います。

最後に、区長に。今までの議論を含めまして、区長がこれから住基ネットに関してどのようなスタンスを持って取り組んでいこうと考えておられるのか。基本方針のようなことを最後にお聞かせ願って、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

区長 当面は、カードの発行は行いますけれども、区として、こういうことを記録いたしませんということに取り組む気持ちは持ち合わせておりません。先進の自治体の中には、医療費の請求に至るまでも記録したというところもございました。そうしますと、カードを落とすと、ちょっと読み取れば、この人は何の病気を持っているとか、どういう経過をたどった人だとか、いろいろなことがわかってしまうと。そういうことが、ちょっとした本人の不注意から外部に漏れるような、そういうことだけは絶対に避けたい。そうすると、ICで、カード自体単価は結構高いですけども、1,000円という手数料が高いとおっしゃいましたけれども。中身をうんと利用して、区役所にとっても区民にとっても、もっともっと安全なカードに変われば、利用の方法も出てくるのでしょうけれども。ちょっと落とすことによって、知られたくない情報が知られたりという状況の中では。やはり、ご本人がどうしても欲しいというときには、原価計算しても、カードは1,300円ぐらいするわけですから、それに500円の料金を取って、そこに我々区税を投入するというのではなくて、相当の金額の手数料をちょうだいすると。これが、もっと安全性が高められる。そういうことになれば、考え方を变えて、より区民の利便に供したいと思っております。

田中 委員 ありがとうございます。これで質問を終わりたいと思います。